

「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」における主な意見（案）
－「社会科学」関係を中心に－

目 次

第 1 社会科学の課題

(1) 研究水準に関する課題（輸入学問という性格に伴う課題）

（「他人の研究を研究する」という研究方法）

（「評論」で終わっていないか）

（創造的な研究）

（日本の経済学の研究水準について）

（日本の法学の研究水準）

(2) 「研究の細分化」に伴う課題

（日本の「学会」の細分化について）

（「学問」と「研究」）

第 2 （人文学及び）社会科学の特性

(1) 対象

（価値的前提）

（「意図」を持った研究対象）

(2) 研究方法

① 総論

（「意図」や「価値」に関する問題）

（人文的な方法と実証的な方法）

② 人文的な方法：「実践の学」としての法学を例にして

（「学」としての法学）

（法学の分類）

（基礎法学）

（「実践」の学としての実定法学）

（「解釈」と「立法」）

（相対化の視点）

（基礎法学と実定法学のインテグレーションの重要性）

（法学における体系的研究の重要性）

（価値の間の「バランス感覚」と「説得性」の重要性）

③ 実証的な方法

（意味解釈法、数理的演繹法、統計的帰納法）

④ 意味解釈法

⑤ 臨地研究（事例研究）

⑥ 統計的帰納法

⑦ 数理的演繹法

⑧実験的な研究方法

(実験的な研究方法の意義と課題)

(コンピュータシミュレーション)

(3) 研究成果

(研究成果の意味)

(「教科書」の執筆の意味)

(「飛躍」の問題)

(「選択肢の一つ」という性質)

(社会科学の研究成果)

(「学問」と「研究」)

(4) 研究評価

(「学術誌」と「書籍」)

(学術誌の「査読」の特性)

(学術誌の「査読」の限界)

(「書籍」の特性)

(「学術誌」と若手研究者)

第3 (人文学及び)社会科学の役割・機能

(1) 人文学及び社会科学に共通する役割・機能

①英知の創造

②文化や価値の継承・交流

③社会的な課題の解決に向けた多様な知見の提供

④教育への貢献

(2) 人文学の役割・機能

「審議経過の概要(その2)」において記述

・理論的統合

・「教養」の形成

・社会的貢献

(3) 社会科学の役割・機能

①実践の学

②「市民」の育成(シヴィック・エデュケーション)

③「実務の専門家」の育成(プロフェッショナル・エデュケーション)

第4 (人文学及び)社会科学の振興の方向性

(基本的な考え方)

(1) 共同研究の推進(「他者」との「対話」の観点から)

「審議経過の概要(その2)」において記述

・国際共同研究

- ・異分野との共同研究
 - ・「日本研究」の特殊な位置
- (共同研究推進の必要性)
- (共同研究のスタイル)

(2) 「政策や社会の要請に応える研究」の推進（「関係性」の解明を通じた社会の形成の観点から）

- ① (人文学及び) 社会科学における政策や社会の要請に応える研究の可能性
- ② 「国が定める研究目標等の下で、優れた研究を競争的に採択、実施する研究プログラム」
(取組むべき政策的、社会的課題について)
(審査体制等)
(研究方法)
(研究成果の社会への発信や実装を行うための工夫)

③ 拠点を形成して行う研究の推進

- ④ 実務知との連携
(専門職大学院における研究)
(社会の要請に応える学を掲げた学部等)

(3) 研究体制や研究基盤の整備

- ① 国公立大学等を通じた共同研究体制等の推進
- ② 学術資料・調査データ等のデータベース化、アーカイブ化の促進
- ③ 実証的な研究方法を用いる研究に対する支援

(4) (人文学及び) 社会科学を担う「学者」の養成

- (博士課程教育における課題)
- (若手研究者養成システムの課題)
- (価値の間のバランス感覚)

(5) 研究成果の発信（社会との関係を含む）

- (学界への発信)
- (「実務知」との関係)
- (実務家の養成)
- (優れた研究成果の海外発信)

(6) 研究評価の確立

「審議経過の概要（その2）」において記述

- ・「知の巨人」による定性的な評価
- ・「定性的な評価指標」の開発

- (自然科学の評価パラダイムの問題)
- (研究対象の多様性という問題)
- (評価軸の多元性の確保の必要性)

(7) その他

- (国際交流)
- (顕彰制度)

「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」における主な意見（案）

－主に「社会科学」関係－

※青字は、「審議経過の概要（その１）」（平成１９年８月２２日）由来の記述（その後の議論などを踏まえ修正有）

※赤字は、「審議経過の概要（その１）」をまとめる過程で使用した「主な意見」由来の記述（その後の議論を踏まえ修正有）

※緑字は、「審議経過の概要（その２）」（平成２０年８月２２日）で記述した旨の留意事項

※黒字は、平成２０年１０月以降の審議での意見

第１ 社会科学の課題

（１）研究水準に関する課題（輸入学問という性格に伴う課題）

（「他人の研究を研究する」という研究方法）

- 我が国の社会科学研究においては、「他人の研究を研究する」研究者がかなり存在する（X学習研究）。
- 「他国の研究者がその国で行った研究の日本における再試」や、「他人の研究に少し修正を加える研究」（X派生研究）は、研究者としての成長段階の初期にはあってもよいが、派生研究のままで終始してしまう研究者が多いようだ。
- 研究の創造性の観点から言えば、他の研究者の研究成果であるXがないと存在できないと言う意味で、「X学習研究」も「X派生研究」も似たようなものである。

（「評論」で終わっていないか）

- 問題は、客観的データの活用やモデルの開発等を行わず、単なる評論で終わってしまっている我が国の社会科学の現状ではないか。米国等で高く評価されている研究者の研究活動をしっかりと評価していかなければならない。

（創造的な研究）

- 「創造的な研究」とは、目の前の「不思議な現象」に懸命に納得性の高い説明を与えようとするものである。そこから、国際的に受け入れられる普遍性の高い論理を持った認識枠組みの創出を目指していくのである。
- その際、諸外国のみならず、日本にある「不思議な現象」を懸命に解き明かそうとしている人文学及び社会科学研究に光を当てることが必要である。
- 「X学習研究」や「X派生研究」ではなく、「X」そのものを我が国の研究者が創造

していくことが必要である。国際的にも意味の大きな「X」とは、社会現象を見るための新しい概念枠組みを提供するものとなる場合が多い。

（日本の経済学の研究水準について）

- 日本の経済学の研究水準を測定する上で、メルクマールとなりそうなものとして、例えば、経済学者の人名辞典に占める日本人経済学者の割合というものが考えられる。現状をざっと見ると、2～3%は日本人経済学者の名前が出てくることは出てくるが、主要な仕事というよりは、わりとマイナーな仕事で人名辞典に名前が出るというようなものを入れて2～3%という状態である。
- また、「ワルラスの法則」というように、日本人経済学者の名前が経済学の法則に付けられているようなものもあまりない。『エポニマス・ディクショナリー・オブ・エコノミクス』という辞書があるが、それを見ると、たまに日本人の名前が出てくるが、経済学者ではなくて経済学に応用される数学の定理を作られた日本人数学者の名前が出てくるというものが目立つ。このようなところに、日本の経済学は主要な仕事での貢献が少ないのではないかという問題が浮かび上がるのかもしれない。

（日本の法学の研究水準）

- 日本の法学は、トップクラスの学者においては、今や既に欧米と比べても遜色のないレベルに達している。これは国際的なシンポジウムなどにも参加して感ずるところである。
- 日本の法学は、明治以来、外国の法学に追い付き、追い越すということで一生懸命やってきたため、剣山の例えのように、研究者がそれぞれの領域で向こうのトップに追い付こうとして、裾野をやるという人がいない。一方、フランスやドイツでは、法学部を出た優秀な人がみんな助手級になるという違いがある。
- 全体として比較的、日本法学は、率直に言ってかなり高いレベルに達しているということは言えるのではないかと。特に色々なものをインテグレートして、単なる論理的な解釈だけではない、いろんなものをその中に入れていこうとする点や、最終的には説得だけれども、説得のための材料は何かといったことを考えてバランスをとろうとするところなどは、外国にはあまりない日本の特徴である。
- 日本の法学の特徴は、歴史的にしか説明できないのではないかと。

1つには、やはり100年しかなかったということが、かえってよかったのではないかと。つまり何千年の歴史のある法学というのは、なかなか転換ができないが、日本の法学は歴史が浅いため、いろんなことができるということが1つある。

2点目は、ドイツ、フランス、英米などの学問方法論的な影響がある。向こうの法律の影響を受けたと同時に、法学の影響を受けた。そうするとエールリッヒがいる、ウェーバーがいるということになり、新しいものをどんどん取り入れていく。例えば、ドイ

ソでは法社会学が盛んであるが、民法学の教科書にはその成果が入っていない。日本の方が多く取り入れられている。

いわゆる純粋の技術的な法学の部分は19世紀のドイツ法学の影響がものすごく強かったが、1920年代に、有名な末弘巖太郎という先生がこれを批判した。末弘先生は、それまでの法学が、ドイツ法の教科書を日本におきかえて日本の法律として述べるような状況にあることを批判し、日本の法律は土着のものでなければならないこと、そのためにも日本の社会の実態を研究しなければならないことを主張された。そして、その際に、1つの日本の実態というのは裁判としては判例にあり、また、現実には新聞にあるためこれらをよく読むことが研究を進める上で重要であるということも主張されていた。末弘先生のこのような主張によって法社会学が盛んになった。

もう一つは社会的な理由として、第一次大戦後、新カント学派が出てくるなど、様々な学派が出てきた。この影響も一つ受けているため、いろいろなものを入れようということになって、法哲学も盛んになった。法哲学者というよりは、むしろ実定法学者が法哲学の論文を書いたり、海外の動向を紹介していた。

このように日本は非常にごったに、いろいろ新しいもの、しかも法学内部ばかりではなくて、むしろ外からの影響を受けるということがあったことが大きい。

(2) 「研究の細分化」に伴う課題

(日本の「学会」の細分化について)

- アメリカの場合、経済学に関する学会が5～60あると思うが、日本との違いとして、これが全部、ユナイテッドアソシエーションという形で、真冬のクリスマスの休暇のころに一緒に同じ場所で学会を開催し、すべての学会の会員が相互に情報が与えられ、いろいろな学会へ出入りすることができる。その中心に、数万人の会員を擁するアメリカン・エコノミック・アソシエーションという学会がある。アメリカの主要な学者はほとんどその会員である。また個々の学会にも同時に加入していて、その間の連携が非常に緊密になっている。
- 日本の経済学会は、およそ60ばかり経済学関係の学会が存在している。それぞれ独立しており、中には雑誌を発行しているところもあり、これらの学会を連携する経済学会連合という組織もつくっているが、緊密な連携という観点から、一緒に学会を開催するというまでの交流には至っていない。

(「学問」と「研究」)

- 「学者」と「研究者」は少し違う。あるいは、「学問」と「研究」というものも少し違う。研究というのは、本当に小さいことを研究する。学者というのはもう少し広くいろいろなものを見て、そして自分のやっていること、人のやっていることの全部の位置づけができる人のことである。コンステイテューションが分かるということが「学問」である。

例えば、業績を出した人と、優秀な学者と呼ばれる人は、少しずれることがある。研究者として優れた論文を書いているが、学者として、全体として優秀な人として、ついでいきたいという人では必ずしもないという場合がある。

例えば、教科書を書くということは、やはり学者でないと書けない。自分の研究したところだけ書けといわれれば、わずかしか書けない。教科書は、他の人が研究したところを上手く持ってきて全体を体系にする。しかも、わかりやすく書くということが必要である。これはある種の能力、努力が必要となる。法学の場合、特に今、「立法」との関係で、このような体系が立てられる学者が必要であり、このような学問が必要となっている。

- 実際に日本の社会が必要としているのは、個別の研究が非常に盛んになることだけではなくて、そういうものを体系的に学問として仕立て上げるだけの力量を持った方がたくさん生まれてくるということが、実は要求されている。このような観点で、社会科学や人文学の振興を考える上で、非常に大切な問題になる。

第2 (人文学及び) 社会科学の特性

- (人文学及び) 社会科学の振興については、これまでも様々な提言がなされ、また施策が講じられてきたが、それらは必ずしも(人文学及び)社会科学の特性を十分考慮したものではなかった。このため、今後の振興施策を、より実効性のあるものとするためには、(人文学や)社会科学の諸特性を踏まえて施策を展開することが重要である。その際、特に「研究方法の特性」に着目して、施策の検討に当たることが期待される。

(1) 対象

(価値的前提)

- 人文学は人間の精神や文化を主な研究対象とする学問であり、社会科学は人間集団や社会の在り方を主な研究対象とする学問である。人文学においては、哲学や思想といった「価値」それ自体が研究対象となるとともに、社会科学においても、社会を構成する人々や集団の意図や思想といった「価値」に関わる問題を取り扱っている。このように「価値」の問題とかがわりが比較的少ない自然科学と比較して、ある面でより複雑な研究対象を取り扱っていると言うことができる。
- 以上のように、人文学及び社会科学については、「価値」それ自体を研究対象とする場合や、「価値」に関わる問題を取り扱う場合があり、政策や社会の要請に応える研究の推進に当たり、このことを考慮することが必要である。
- 人文学は人の心を扱う学問であることから、価値それ自体が研究対象となり、その点で、一つの価値基準の下で研究を進めることが可能な自然科学とは性質を異にするのではないか。
- 法学は、バランス感覚を重視する学問である。価値判断に当たって、具体的なものを一つの価値からずっと全部で判断できてしまうこともあるが、抽象的な価値、一つの価値だけで判断するだけでは済まず、いくつかの価値というものをバランスさせるということも必要となる。利益考量も必要となる。このため、様々な価値をバランスさせて、具体的な問題についての解決を図らなければならない。
そして、具体的には、法律は、裁判において、紛争解決において、立法する場合において、様々な関係者を説得することが必要となる。その説得力の必要性という観点から、説得力があり、バランス感覚のある人材を養成するという必要性が出てくる。さらに、このためには、教師や学者自身が、このようなものを養うことが必要である。
- 法解釈学における「解釈」も、了解可能性が突き詰めていっても、結局は価値の問題となり、経験的テストになじまないところが出てくるのではないか。

（「意図」を持った研究対象）

- 社会科学が研究の対象としている社会現象は、その構成主体である人間の意思によって、現象自体が変化するという性質を持っている（法則破り、予言の自己成就、アナウンス効果）。このため、人間の行動のみならず、行動の背後にある意思、価値判断等について研究の対象としなければならない。このような意味で、社会現象を取り扱う際には、自然現象を取り扱うよりも複雑な問題を抱えている。

- 社会科学の研究対象である社会現象と、自然科学の研究対象である自然現象との最大の違いは、当該現象の構成主体あるいは構成物の「意図的行動」によって現象のながれが変化するかどうかにある。

このため、社会科学では、構成主体の行動の相互作用に関する因果関係のみならず、行動の背後にある「意図」の形成に関する因果関係の解明が必要であり、それだけ複雑になる傾向にある。

（２）研究方法

①総論

（「意図」や「価値」に関する問題）

- （人文学及び）社会科学は、自然科学のように客観的な証拠に基づき、「真実」を明らかにすることに加え、説得的な論拠により「真実らしさ」を明らかにすることを目指すものである。一見、科学的に見える方法でも、どれだけ多くの人々が「真実らしい」と考えられるかという意味で、人々の意図や思想にも依拠していると言ってよい。
- 人間や社会の在り方を把握するためには、人間の意図や思想といった「価値」の問題を避けて通ることはできないことから、人文学及び社会科学の研究を進めるに当たっては、実証的な方法による「事実」への接近の努力とともに、研究者の見識や価値判断を前提とした「意味づけ」を行うことが不可欠である。

（人文的な方法と実証的な方法）

- 以上を踏まえ、研究方法の観点から、（人文学及び）社会科学の特性を考えると、言葉による意味づけや解釈という研究者の見識や価値判断を前提とした人文的な方法と、人間の行動や社会現象などの外形的、客観的な測定を行う実証的な方法とが併存することになる。
- 人文的な方法とは、具体的には、
 - i) 主として自然言語により記述すること
 - ii) (外形的、客観的な事実を明らかにするのみならず) 解釈を通じた意味づけを「行

うこと

iii) (研究対象に再現可能性がないという意味で) 費実験的な研究手法をとること等が挙げられる。

○ 人文的な方法の一方で、(人文学及び) 社会科学においても、自然科学で用いられているような研究方法を活用する場合も多くなっている。具体的には、

i) 数理的研究方法

ii) 実験的方法

iii) フィールド研究

iv) 統計的方法

等が挙げられる。

○ 以上のように、(人文学及び) 社会科学においては、人文的な研究方法と実証的な研究方法とが併存しているが、このうち、実証的な研究方法を踏まえた研究については、研究の実施に当たり、統計的手法や社会調査など、経験的な妥当性を一定の証拠に基づき立証するタイプの研究方法を用いることから、政策や社会の要請に応えるタイプの研究を振興する施策を適用することが考えられる。

○ 社会科学は人間の行動を扱う学問であり、自然科学的な研究方法をベースにできる部分が大いのではないか。また、社会への直接的な影響力が大いという特徴もある。

②人文的な方法：「実践の学」としての法学を例にして

(「学」としての法学)

○ 法学は、「科学」ではないかもしれないが、「学」であると言ってよい。

○ 法学は、広い意味でとれば「社会科学」と言える。ただ、実証されたものとか、あるいは、1つの仮説から全て演繹的に説明できるものだけが「科学」とすれば、法学は「社会科学」とは言いにくいかもしれない。

サイエンスという言葉があるが、これは英語だと「自然科学」という意味になりがちだが、フランス語シアンスという「学」という意味になる。シアンスの中には哲学も入るぐらいの広い意味で用いられる。このため、人文学も全部もちろんシアンスの中に入ってくる。

(法学の分類)

○ 法学は、その性質に応じて、基礎法学と実定法学とに分類できる。

(基礎法学)

○ 基礎法学は、「科学としての法学」と「哲学としての法学」から成る。「科学としての法学」は、法社会学や比較法学等々である。法社会学は、社会において法がどのよう

に生きているか、あるいは日本人の法意識は何であるかといったようなことを考察する。比較法学は、外国法あるいは日本法を含めて比較するものである。

「哲学としての法学」とは、いわゆる法哲学とか法理学と呼ばれるものであるが、これは、法概念、法思想、法価値論といったものを含んであり、これらの中で、特に勝ち論というのが法哲学の中で重要な部分となる。

（「実践」の学としての実定法学）

- 実定法学は、何らかの意味で「実践」の学問である。ここで言う「実践」とは、「紛争の解決」であり、裁判、行政、企業などの場における社会関係の形成に役立つという意味である。
- 実定法学においては、言語や論理を用いる技術が含まれる。ここが法学の特色である。法律の条文があれば、条文について、言葉を分析し、その意味を考え、それからいくつかの法律の条文の意味、全体の体系的関連を考えていく。このように、言葉から論理に至る体系がいわば、論理の技術である。

（「解釈」と「立法」）

- 実定法学は、人間と社会のほとんど全ての領域に関わるとともに、これらの領域において規範を定立するという営みを含むものである。具体的には、「立法」行為への関与や学説として提示される「法解釈」を通じて規範を定立している。
- 実定法学の二大機能である「解釈」と「立法」について、近年重要と考えられるのは、「立法」である。会社法の全面改正にせよ、刑事手続における裁判員制度の導入、あるいは被害者支援の立法など、明治以来100年、戦後60年を経過した、基本的な諸法について、かなり根本のレベルでの改正が行われている。このような大きな流れの中で、実定法学の「立法」への関与が課題となると考えられる。
- 「解釈」とは、抽象的な規範を基にして、具体的な規範を作ることである。「立法」とは、多かれ少なかれ、抽象的な規範を作ることである。法学は、ゾレンの部分、あるべきという部分を含むものであり、また含んでいなければ、少なくとも実定法学としての意味はない。学問の中で価値判断をしている。このため、学問ではないと言われることもある。

（相対化の視点）

- 日本法学は、各国の法と法律を相対化する視点を持っている。日本法学には、この視点が非常に強い。日本の法学者の場合、日本が無条件によいとか、自分のいっていることが絶対によいと言って頑張るといったことは一切しない。これは日本の法学のもっとも大きな特色であり、良い点ではないか。国際学会やシンポジウムなどの機会に、欧米の法学者を見ていても、自国の法律、法学を相対化する視点がない方が多い。

(基礎法学と実定法学のインテグレーションの重要性)

- 実定法学は、基礎法学の成果をインテグレートしたものであるべきであるという考え方が有力化しているのが最近の特色である。
- 基礎法学のバックアップなしには、よい実定法学もないし、よい実務もない。「深く、広く、遠くから」眺める多様な視点を持つことが重要である。このように、他の法律との関係、社会との関係、縦、横からいろいろと眺めてみるということ、視点の多様化ということがいつ用である。特に、日本では、歴史的、比較法的、社会学的研究が必要とされ、それ自身として盛んに行われている。インテグレーションはまだ十分にできているわけではないが、その意欲は十分に見られる。

(法学における体系的研究の重要性)

- 法律家の養成という教育活動が法学者の仕事の非常に重要な部分になっている。狭い意味での判事、検事、弁護士というロイヤーばかりではなく、いわゆるプラクティシング・ロイヤーという何らかの意味で政策の策定や紛争解決に関係する人材の養成が必要になる。このため、法学には広い学問的視野が必要になる。
- 法学者には、教科書の執筆が非常に重要な仕事となる。我妻栄教授の言葉に「要するに学者というのは、自分は深い井戸をいくつか掘るけれども、しかし、よその泉から、あるいはよその井戸から流れてくるものを貯めておくのも必要である」とある。教科書の執筆は、個別の研究とは別に、「体系をつくる研究」の営みである。このように、「体系を作る研究」としての教科書の執筆とは、自分の研究成果だけではなく、他人の研究成果を上手く使いながら体系をつくるということを意味している。

(価値の間の「バランス感覚」と「説得性」の重要性)

- 法学は、バランス感覚を重視する学問である。価値判断に当たって、具体的なものを一つの価値からずっと全部で判断できてしまうこともあるが、抽象的な価値、一つの価値だけで判断するだけでは済まず、いくつかの価値というものをバランスさせるということも必要となる。利益考量も必要となる。このため、様々な価値をバランスさせて、具体的な問題についての解決を図らなければならない。
そして、具体的には、法律は、裁判において、紛争解決において、立法する場合において、様々な関係者を説得することが必要となる。その説得力の必要性という観点から、説得力があり、バランス感覚のある人材を養成するという必要性が出てくる。さらに、このためには、教師や学者自身が、このようなものを養うことが必要である。
- 法学において、これがいい悪いという価値判断は、極端に言えば、アリストテレスの時代から変わらないような問題である。しかし社会は変わっており、人の心も変わり、あるいは場所によって変わっているということがあり。このため、同じ問題を議論するのも全くユニバーサルに議論すべき問題がでてくるが、これを解決するには、最終的には説得力が重要となる。

- 法学の説得性については、今かなり地域的、時間的な違いが存在する。しかし、どういった点が違うのか。日本人はこういう感覚を持っているからこうすべきと言われるが、果たしてそれが日本人の感覚なのか。単に、ある大きな声を出す人だけの意見なのか、あるいはもっとある種の利益をバックにしている人の意見なのか。法学者は、このように、社会において、どういう問題がほんとうにあるのかということをつかまえる、こうした作業は科学である

また、こういう解決をすれば、こういう立場に立ったらば、社会的にどういうリアクションが起こるか、一般の人はどう考えるのか、あるいは専門家、例えば裁判官はどう考えるのか、このような一種の色々な意味でのリアクションを考えるということも科学である。

また、できるだけ皆の意見が収斂するためには一体どういうことが必要なのかといった検討は、社会学的、心理学的な研究の対象である。また、経済学的、政治学的に何かが問題になっているのかなども研究の対象である。このようなある種の科学的なバックアップがなければ、立法にしてもなかなかできないし、ほんとうにいい解釈というのはなかなかできない。

③実証的な方法

(意味解釈法、数理的演繹法、統計的帰納法)

- 研究の対象となるリアリティーの性質に応じて、意味解釈法、統計的帰納法、数理的演繹法という研究方法に関する3つの類型が存在しており、それぞれの方法が相互に補い合って初めて、全体としてのリアリティーを明らかにすることができる。この意味で、人文学、社会科学、自然科学の3つの学問が補って、全体としてのリアリティーを把握することができる。
- 伝統的な学問観によれば、人文学及び社会科学の学問としての特性は、①(数学ではなく)自然言語により記述する学問であること、②(外形的、客観的な事実を明らかにするのみならず)解釈を通じた意味づけの学問であること、③(研究対象に再現可能性がないという意味での)非実験系の学問であることということになる。
- 伝統的な学問観の一方で、人文学及び社会科学においても、自然科学類似の研究方法を活用すべきという考え方がある。この観点からは、自然科学と人文学及び社会科学との差異は質的なものではなく、量的なものであり、人文学及び社会科学において、①計量的な手法、②実験的な手法、③フィールド研究等のいわゆる実証的なアプローチに基づいてなされるべきものと解される。

④意味解釈法

意味解釈法とは、リアリティーを把握するに際し、個別のそしてときには特殊な事例を採りあげ、その意味解釈の本質認識に迫る方法である。

⑤臨地研究（事例研究）

- 臨地研究は、生活現場における人間を対象とした研究であり、現場での観察及び取材をきほんとする。
- 記述、解釈、価値判断というステップを踏む。
- ミクロ的な視点で個別の事例を参与観察し、全体の把握は、推論あるいは統計的方法など別の方法により行う。
- 個別事例の観察であることから、全体を把握するという観点からは、サンプル数についての量的な制約や、観察範囲の限界がある。

⑥統計的帰納法

- 統計的帰納法とは、体系的データを収集し、分析することにより、社会の具体的な状態や経験則を取り出すリアリティ認識の方法である。
社会調査データを集計したり、統計解析することにより、リアリティーを検証可能な者として捉える。データを図表に表したり、クロス表分析、相関分析、多変量解析などを行う計量分析がこの方法を代表する。

⑦数理的演繹法

- 仮説認識から数理（演繹）によって導かれた命題が経験をよく説明し、他の経験的事実によって反証されない限り受容される方法である。数理社会学や数理経済学の方法である。

⑧実験的な研究方法

（実験的な研究方法の意義と課題）

- 実験社会科学が最近の新しい流れとしてある。コンピュータ・サイエンスや計算機科学の飛躍的な発展を背景に、「実験」という問題意識を社会科学者も改めてもつようになっている。
- 社会科学は人間集団（社会）に関する科学であり、社会を実験の場とするということは、生身の人間を対象に実験を行うと言うことになる。このため、社会科学における実験的な研究方法に対する支援を行うに当たっては、倫理的な問題に留意する必要がある。
- 社会科学においても、実験的な手法はありうる。例えば、アメリカでは、犯罪学研究の一環として、刑務所における受刑者の処遇と釈放後の再犯率との関係などを調べるために、何年にもわたる実験的な研究が行われている。このような取組には、多大の研究費と大規模な研究体制の整備が必要であり、我が国において実施することはなかなか困難であろう。

- 社会科学は、社会の構成主体である人間や人間集団の「行動」のみならず、行動の背後にある「意図」（思想や価値の問題）について、その形成過程や、構成主体間の相互作用を明らかにするものである。しかし、倫理的な問題から社会の場において実験を行うことは困難であるし、仮にそのような問題をクリアしたとしても、諸条件をコントロールすることに自体が困難であり、このような意味で、実験によるデータ収集という研究方法がそもそも成り立ちにくい。

また、大量のサンプルデータがある場合でも、それは「意図」の部分はブラックボックスに入れた上での外形的類似性のあると思われるデータとびう程度の意味であり、自然科学で採られているような、諸条件をコントロールされた実験によるデータ収集とは基本的に異なっている。

（コンピュータシュミレーション）

- 「コンピュータシュミレーション」とは、対象となる手段や組織の構造や機能に関する操作的なモデルを作成し、それをコンピュータ上のプログラムなどの方法で動かし、その挙動を観察して解を導き出したり、特徴を知ったりしようとする一連の行為（思考実験）である。
- 特に、社会科学の場合、コンピュータの中で、主体的な個人同士の相互作用が、組織などマクロ状態を変化させ、逆にマクロなレベルがミクロなレベルに影響を及ぼす現象をモデル化した「マルチエージェント・シュミレーション」（「人工社会」）による実験が、今後、重要な研究方法となる可能性がある。
- 行為主体と場についての単純な前提から出発して、複雑な相互作用がコンピュータの中で自律的に展開し、予想していなかった全体像が出現することがあり、このように、数理モデルとか調査データでは出てこなかったような、思いがけない結果が出てきた場合には、社会科学のブレークスルーをもたらすこともありうる。

（3）研究成果

（研究成果の意味）

- 人文学であれ、社会科学であれ、エビデンスに基づいた研究が求められているが、人文学及び社会科学は、自然科学のように客観的な証拠に基づき「真実」を明らかにするのではなく、説得的な論拠により「真実らしさ」を明らかにすることを目指すものである。

説得的な論拠を構築するためには、①大量のデータを統計処理したり、少数事例について厚い記述を行うケース分析などの観察結果法、②数理モデルや概念モデルを用いる演繹論理法があるが、実際には、①と②の適切な組み合わせ、すなわち、少数のデータ、多様のケース、それらを繋ぐ論理により、総体として意味のある全体像を描きだすことになる。

- 社会科学においては、一見科学的に見える方法でも、結局は、その証拠の信頼性は、どれだけ多くの人々がそれを真実らしいと考えてよいと納得するかに依存している。

（「教科書」の執筆の意味）

- 法学者には、教科書の執筆が非常に重要な仕事となる。我妻栄教授の言葉に「要するに学者というのは、自分は深い井戸をいくつか掘るけれども、しかし、よその泉から、あるいはよその井戸から流れてくるものを貯めておくのも必要である」とある。教科書の執筆は、個別の研究とは別に、「体系をつくる研究」の営みである。

教科書執筆のために割く時間というのは非常に大きく、また、授業の準備に割く時間もたいへん多い。これらには、「教育のための研究」という要素がある。

（「飛躍」の問題）

- 人々の主観に依拠せざるをえない社会科学においては、一見科学的に見える方法により集められたエビデンスをもってしても、現実の社会現象の理解には不十分であることがおおく、多くの研究者が、現実の解釈、現実への適用という「結論」の段階でジャンプをすることは避けられない。
- 研究方法の精密度に限界のある社会科学においては、一定の「ジャンプ」は必要である。ただし、「ジャンプ」の後の立言は、あくまで個人の解釈であることを明言する必要がある。なお、科学的に見える精密な方法を用いる研究者ほど、最後の「ジャンプ」が大きい傾向があるように思われる。

（「選択肢の一つ」という性質）

- （人文学及び）社会科学の研究成果を社会の側から見た場合、人間や社会のあり方に関する唯一の「真実」として社会に提示される場合もあるが、「選択肢の一つ」として提示される場合が比較的多い。

これは、（人文学や）社会科学の研究成果を活用するか否かの意思決定は、社会を構成する人々が行うものであり、人々は研究成果として示された人間や社会の在り方とは異なる選択をし、行動を採ることができるからである。

以上のように、（人文学及び）社会科学の研究成果を社会の側から見た場合、多様な論点や選択肢の提供といった形をとる場合があることから、特に、政策や社会の要請に応える研究の研究成果の社会への適用に当たっては、このことを考慮することも必要である。

（社会科学の研究成果）

- 社会科学の研究成果には、2つのタイプがある。第1は、特定の社会現象の論理の解明であり、第2は、広く社会現象を見るための概念枠組みの開発である。

（「学問」と「研究」）

- 「学者」と「研究者」は少し違う。あるいは、「学問」と「研究」というものも少し違う。研究というのは、本当に小さいことを研究する。学者というのはもう少し広くいろいろなものを見て、そして自分のやっていること、人のやっていることの全部の位置づけができる人のことである。コンスティテューションが分かるということが「学問」である。

例えば、業績を出した人と、優秀な学者と呼ばれる人は、少しずれることがある。研究者として優れた論文を書いているが、学者として、全体として優秀な人として、ついていきたいという人では必ずしもないという場合がある。

例えば、教科書を書くということは、やはり学者でないといけない。自分の研究したところだけ書けといわれれば、わずかしか書けない。教科書は、他の人が研究したところを上手く持ってきて全体を体系にする。しかも、わかりやすく書くということが必要である。これはある種の能力、努力が必要となる。法学の場合、特に今、「立法」との関係で、このような体系が立てられる学者が必要であり、このような学問が必要となっている。

- 実際に日本の社会が必要としているのは、個別の研究が非常に盛んになることだけではなくて、そういうものを体系的に学問として仕立て上げるだけの力量を持った方がたくさん生まれてくるということが、実は要求されている。このような観点が、社会科学や人文学の振興を考える上で、非常に大切な問題になる。

(4) 研究評価

(「学術誌」と「書籍」)

- 経済学における研究成果の発信の歴史を振り返ると、20世紀の中頃までは「書籍」、しかも「単著」が中心であったが、20世紀後半以降は（査読付きの）「学術誌」が中心となっている。

例えば、かつての大経済学者あるいは大経済学者たらしめる学者は、「経済学原理」とか「経済学原論」といった大きな著作を世に問うという形で研究成果を発表するのが、基本的な姿勢であった。ところが、20世紀の半ば頃から、新しい学説を発表する際には、大きな書物を書くという形ではなくて、専門の学術誌に論文を発表するという形で、自己の学説を提唱する方向に変化している。

- 分野によって研究成果の発表方法についての考え方はかなり異なっており、特に人文学の場合では、「書籍」とりわけ「単著」というスタイルで研究成果が発表されることが多いものと考えられる。

(学術誌の「査読」の特性)

- いわゆる「ノーマルサイエンス」と言うべき、支配的な学説群から構成される現行「パラダイム」の下での個別研究の評価という観点からは、学術誌は適切に機能していると言

えるが、「科学革命」のような、現在支配的な学説群に対して大きな変革を迫るようなタイプの研究の評価という観点からは、学術誌における「査読」には大きな限界があると言わざるをえない。これは、既存の「パラダイム」の下で研究を行っている学術誌のレフェリーとなっている研究者たちが保守的に振る舞うのが一般的なためだからである。

○ 自然科学系の学術誌における「査読」においては、レフェリーの主張と異なる主張であることを理由に掲載を拒否することは、いわば「反則」であり、論理の一貫性の欠如や、論理の矛盾といった理由でなければ掲載を拒否する理由とはならない。人文・社会科学系の学術誌の「査読」の場合には、このような問題をどう扱うのか。掲載を拒否する理由の合理性を客観的に判断することが困難という問題があるのではないか。

○ 人文・社会科学系の学術誌の場合、価値の相違や理論的立場の相違といった観点から、いわゆる「学派」ごとに学術誌が存在するという場面も見られる。このような場合には、同一分野であっても、学術誌毎に傾向が異なるということがあり得、ある学術誌で掲載が拒否された論文が、他の雑誌に掲載されるということが往々にして起こる。

例えば、経済学で、ゲームの理論が流行った時代において、歴史と伝統のある『エコノメトリカ』という数理系の経済学の学術誌で、一時「ゲーム理論」に関する論文でないと採択されないのではないかとされるような時期があった。その時期、新しく『ジャーナル・オブ・マテマティカル・エコノミクス』が発刊され、「ゲーム理論」に基づかない数理系の経済学の論文を引き受ける雑誌が創刊されたというようなエピソードもある。

（学術誌の「査読」の限界）

○ 経済学の学術誌における査読については、課題があるのが現状である。アメリカの若手研究者が行った著名な経済学者へのアンケート調査によれば、いわゆる「大経済学者」であっても何度も学術誌への論文掲載を断られるという経験をしていることが明らかとなっている。

例えば、どの経済学の教科書にも記載される内容を含んだサミュエルソンの古典的な論文が何度も方々の学術誌で掲載を拒否されたり、今年度のノーベル経済学賞の受賞であるクルーグマンも投稿した論文のうち60%が不採択になっているという。多くのいわゆる「大経済学者」は学術誌の査読には課題があるというと考えているという結論を導いている。

○ 真に創造的な研究は、国際的なジャーナルのレフェリー審査を通りにくいことがままある。レフェリー集団が、その時点の主流パラダイムに収まる研究を評価する可能性があるからである。特に、アメリカの国際ジャーナルには、そのような傾向が見られる。

○ このため、人文学及び社会科学の場合、国際的なジャーナルでの発表をあまり過大に採りあげない方がよいのではないか。国・地域や文化の特殊性の影響がない自然科学の研究においては、国際的なジャーナルでの発表の意味があるが、国・地域、文化の特殊

性の影響を受ける人文学及び社会科学系の研究においては、必ずしも向いていない。また、研究成果の発表形態として、短い量の論文ではなく、一定のまとまりのある書籍の方が適切なケースが多い。

（「書籍」の特性）

- 日本を代表する経済学者である森嶋通夫は、かつて、研究成果の発表について、「私は研究成果を雑誌論文ではなく単行本のかたちで公開するのが常としています。一現在の専門雑誌は細かい技巧を重視しすぎており、重要な発想は無視されがちである。技術的な論文なら、どんな些細なものでも、採用される機会がより大きいことは確かである」と述べており、学術誌の査読に対して批判的であった。
- 「書籍」の刊行には「査読」というシステムがない。原則、出版社の編集者が大体のレピュテーションを聞いていて、この人はなかなかよい研究者ではないか、という勘だけで動いている。「評価」というよりも、曖昧な「評判」に基づいて出版がなされているといった状況である。
- 「書籍」の場合、欧米のユニバーシティ・プレスが刊行するような場合には、非常に厳しい「査読」が存在する。これに対して著名な出版社であっても、大学との直接的な関係がないような出版社では、厳格な「査読」がなされているようなことはないと聞く。「書籍」の「査読」はよほど出版社がしっかりしていないと難しいのではないかと聞かされた。

（「学術誌」と若手研究者）

- 日本の社会学においても、（査読付きの）「学術誌」が普及して、査読付きではないものはあまり評価されなくなってきた。また、「学術誌」への採択が若い人の登竜門となっているケースもあり、若手研究者がデビューするために「学術誌」に投稿するという状況も見られる。
- アメリカの大学では、若手研究者がPh.D. 論文を書くと、指導教員は、概ねそれを3つぐらい内容を分けていろいろなジャーナルに送るようにサジェストする。Ph.D. 論文で3つ稼いだとか、2つしか稼げなかったというジョークがあるが、まずPh.D. 論文を書いて、その主要な部分を学術誌に発表するという形が多い。

日本の場合、博士論文には少なくとも2つぐらい学術誌にアクセプトされる程度の論文が含まれていることが、元気のいい分野の若手研究者たちの博士論文の評価基準となっている。このように、博士論文の審査も、学術誌を意識したものとなっている。

第3 (人文学及び) 社会科学の役割・機能

(1) 人文学及び社会科学に共通する役割・機能

- 人文学及び社会科学の振興の在り方や具体的な施策を検討するに当たり、人文学及び社会科学の果たす役割・機能の観点から、これを振興する意義を踏まえておくことが必要である。
- 人間の精神や社会の在り方を俯瞰する学問である人文学及び社会科学には、①英知の創造、②文化や価値の継承・交流、③社会的な課題の解決に向けた多様な知見の提供、④教育への貢献という役割・機能があると考えられる。このような意味で、人文学及び社会科学は、いわば人間の精神や社会の在り方を根本において規律するものであり、その振興は「文明社会の基盤」の整備と言いうるような公共的な意義を有している。
- 特に、近年、人間社会が直面する諸課題はますます複雑化、多様化しており、社会的な課題の解決に向けた人文学及び社会科学の多様な知見の活用という観点から、適切な振興方策の検討が喫緊の課題となっている。

①英知の創造

人文学や社会科学は、人間の経済行動や社会の構造・機能といった「事実」の問題のみならず、人間が生きる意味や社会のあるべき姿といった「価値」の問題も研究対象としており、このような意味で、技術的な「知識」の獲得に加え、人間性や道徳も含めた「英知」の創造という役割・機能がある。

②文化や価値の継承・交流

人文学や社会科学には、研究活動を通じて、人類が創出してきた「文学」や「思想」、「歴史」などの諸文化や、「自由」や「民主主義」などの諸価値を時代を超えて継承するとともに、時代や地域を異にして存在する文化や価値相互の交流を担う役割・機能がある。

③社会的な課題の解決に向けた多様な知見の提供

人文学や社会科学には、地球環境問題や貧困問題などのグローバルな課題や、少子・高齢化問題など我が国が直面する課題などについて、批判を含めた多様な知見を社会に提供するという役割・機能がある。多様な視点の提供に当たっては、学術的な知見の提供とともに、政策形成に直接的に寄与する観点に立った知見の提供という側面もある。

④教育への貢献

人文学や社会科学には、人間や社会の在り方に関する見識や判断力を育成するという観点から、次代の社会を構成する人間を育成するという役割・機能がある。

(2) 人文学の役割・機能

「審議経過の概要（その2）」において記述

- ・理論的統合
- ・「教養」の形成
- ・社会的貢献

(3) 社会科学の役割・機能

①実践の学

- 一般的に、人文学及び社会科学の研究者は社会との接点に関する認識が希薄ではないか。研究者自身の意識改革が必要と考えられる。
- 社会科学の役割・機能は、政府、企業、労働者、消費者など、社会に存在する人々や集団が、それぞれの行動をよりよいものとし、その結果、社会全体がよりよくなるための知識基盤を提供することである。
- 実験室で条件をコントロールできる自然科学の社会的役割が、客観的な予測の提示やこれを踏まえた自然の制御であるのに対して、社会科学の社会的役割は、政策の方向性などの選択肢の提示にある。意志決定は、研究者ではなく、あくまで人々が行う。
- 大学は、いわば日本最大のシンクタンクの役割を担っている。我が国の学術政策を考えるに当たっては、そうした観点から、長期的な視野に立ちつつも、政策や社会の要請に基づいた振興方策が必要と考えられる。
- 人文学や社会科学が学問として大事であることにとどまらず、世界に貢献しようというのを積極的に打ち出していかなければならないと考える。

②「市民」の育成（シヴィック・エデュケーション）

- 大学経営の観点から見たとき、大学は研究と教育の両方を担う教育研究機関であり、この観点からすれば、大学には、優れた研究者とともに、優れた教育者が必要である。しかし、優れた研究者が、必ずしも優れた教育者であるというわけではない。大学全体を考えれば、優れた研究者だけに資源を集中していくのではなく、裾野を幅広く育成していくことも重要である。

③「実務の専門家」の育成（プロフェッショナル・エデュケーション）

- 「実学をきちんと行うこと」と「すぐに役に立つ実務知識を教えること」との間には大きな差がある。「実学」とは、現実に根ざした学問、現実と深く関わろうとする学

問であり、社会における大学の存在意義は、このような意味での「実学」を教育、研究面から担うことにある。単純な実務知識の切り売り機関ではないけない。

このため、高度専門職業人養成機能と研究者養成機能を分けないという選択もありうる。

- 既存の多くの専門職大学院において、その研究機能の強化は不可欠である。さもないと長期的には大学院として立ち枯れてしまう危険がある。
- 医学部と大学病院との関係と同様、基礎研究を担う研究組織と応用研究（臨床研究）を担う研究組織は、同じ大学内にあった方がよい。
- 専門職大学院については、単なる実務的な知識や資格試験のノウハウの伝授ではなく、しっかりとした教養を身につけさせることで、教養あるプロフェッショナルを育成していくことが求められる。
- カウンセラーなどの専門職の要請を目的とする学部については、積極的に六年制化を行うなどにより、きめ細かな教育を行っていくことが必要ではないか。
- 社会の需要に応えるタイプの職能教育大学と、小さくとも水準の高い研究を行う研究大学とに類型化していった方が、教育、研究ともによくなっていくという考え方もあるが、しっかりとした研究に裏付けられた職能教育が行われるべきという考え方もある。
- とはいえ、大学院修了者を受入れる常勤の職（研究職以外の職も含む）は必ずしも多くないという現状もある。
- 法律家の養成という教育活動が法学者の仕事の非常に重要な部分になっている。狭い意味での判事、検事、弁護士というロイヤーばかりではなく、いわゆるプラクティシング・ロイヤーという何らかの意味で政策の策定や紛争解決に関係する人材の養成が必要になる。このため、法学には広い学問的視野が必要になる。

第4 (人文学及び) 社会科学の振興の方向性

(基本的な考え方)

- (人文学及び) 社会科学の振興方策の検討に当たっては、主として研究方法(人文的方法、実証的方法)を中心とした学問的特性を踏まえ、振興方策の検討に必要な視点を確立することが必要である。
- 科学研究費補助金のように、(人文学及び) 社会科学研究全体を底上げ的に支援していく施策のみならず、一定のメルクマールを示した上で、特定の研究を伸張していくような施策も必要ではないか。
- (人文学及び) 社会科学全体の底上げ的な振興を図るべきという考え方と、政策や社会の要請に応えるような研究など、一定の基準の下で、特定の分野を対象にメリハリのある資源配分を行っていくという考え方がある。

(1) 共同研究の推進(「他者」との「対話」の観点から)

「審議経過の概要(その2)」において記述

- ・ 国際共同研究
- ・ 異分野との共同研究
- ・ 「日本研究」の特殊な位置

(共同研究推進の必要性)

- 人文学及び社会科学は、研究者個人の価値観を踏まえた研究活動という性質上、個人研究が中心となるが、今後、プロジェクト研究や共同研究を推進していくことも必要ではないか。
- 共同研究やネットワーク型の研究の意義は誰もが認めるところであるが、実際に実をあげることは難しい。拠点ごとのテーマ分担は容易だが、実際の研究活動が共同で行われ、それぞれが独立した研究活動では選れないような効果が得られるのが理想的な形である。
- 共同研究は、バランス感覚を養うのに有益である。法学の裾野のレベルアップという点からも、相互の討論の機会を多く持つことが非常に重要である。

(共同研究のスタイル)

- 研究テーマ応じて、確固とした研究拠点を設けた方がよい場合と、ネットワーク型の研究形態で実施した方がよい場合がある。広く需要があり、研究に興味を有する者が分散している研究テーマであれば、ネットワーク型の研究にも必然性がある。

- 競争的研究資金などによる個別研究に対する研究費支援とは別に、中・長期的な観点から、優れた研究拠点を整備していくことが必要ではないか。

人文学及び社会科学は、学術研究、政策目的型研究を問わず、中・長期的な観点から研究を実施していくことが必要であり、真に優れた研究を行うためには、恒常的な研究拠点を整備していかなければならない。

- 法学の場合、これまで、一つのテーマに集中して共同研究を行うということが比較的少なかった。しかし、最近では、環境問題にしても、代理出産に伴う親子の問題にしても、金融、サブプライム問題といったように、法学に関係する様々な問題がたくさんあり、他の分野の研究者も含めた共同研究を行うべきテーマが増えている。
- 法学の場合であれば、比較法研究所あるいはセンターの設立が必要と考える。現在、各大学に比較法の研究所があるが、散在しており、相互の連絡、情報交換が不十分である。何よりも予算や人的資源が少ないために、資料の重複、逆に欠けるといったようなことがあり、不経済である。また、外国法の翻訳、法律関係の通訳が十分ではないため、法整備支援活動への参加や、国際学会等出席のために、優れた学者が雑用に追われるような事態になっている。データベースやネットワークを作っていくことが必要である。

(2) 「政策や社会の要請に応える研究」の推進（「関係性」の解明を通じた社会の形成の観点から）

①（人文学及び）社会科学における政策や社会の要請に応える研究の可能性

- 今日、政策や社会の要請に応える研究の重要性が高まっている。現在、自然科学分野の研究については、学術研究を支援するための施策とともに、政策や社会の要請に応える研究の推進施策の2つの施策体系の下で振興が図られている。これに対して、（人文学及び）社会科学においては、政策や社会の要請に応える研究の推進施策は限定的にしか行われていない。
- 「政策や社会の要請に応える研究」は、「学術研究」や「基礎研究」に対して「臨床研究」と言いうるものである。ここで「臨床研究」は、純粋な学問的動機というよりも、現在の社会に存在する価値観を前提に行われるタイプの研究と言いうるものであり、人文学及び社会科学において、このようなタイプの研究を進めていくことが必要である。
- 政策や社会の要請に応える研究の推進に当たっては、研究プロセスの中で経験的な妥当性を一定の証拠に基づき立証していくことが要請され、このような意味で、実証的な研究方法が不可欠と言ってよい。したがって、実証的な研究方法を踏まえた（人文学及び）社会科学の研究については、政策や社会の要請に応えるタイプの研究を振興する施策を適用することが考えられる。

- その際、自然科学分野では、政策課題対応型の研究開発の推進に当たっては、国が中長期的観点から戦略的活重点的に支援する分野を定め、優先的に研究資金を配分する施策や、産学官による共同研究推進や人材育成の観点から研究拠点を儲け支援する施策を講じることが一般的であることから、政策や社会の要請に応える人文学及び社会科学の振興に当たっても、以下のような方策が有効と考えられる。

②「国が定める研究目標等の下で、優れた研究を競争的に採択、実施する研究プログラム」

- 国が政策や社会の要請を踏まえ取り組むべき課題を明らかにし、その解決に向けて、優先的、戦略的に支援すべき研究の目標、研究領域・プロジェクト等を設定し、その実施に当たっては、公募により具体的な研究課題を募り、競争的に研究資金を配分する。また、学際的、融合的取組みを促すような制度とする。

（取り組むべき政策的、社会的課題について）

- 今日、人文学及び社会科学の知見を活用して取り組むことが期待されている政策的、社会的課題としては、以下のような地球環境問題や貧困問題などの近未来における全地球的な課題の解決や、少子・高齢化問題などの近未来において我が国が直面する課題が考えられる。

【近未来における全地球的な課題の例】

- ・ 貧困問題－経済成長で解決できるのか－
- ・ エネルギー問題－脱炭素化社会に向けての何ができるのか－
- ・ 人口問題－開発途上国の都市問題にどのように対応するか－
- ・ 環境保全と経済成長－持続可能な経済は実現可能か－
- ・ 価値観の異なる文明の共存－市場のメカニズムは価値観の相違を調整できるか－

【近未来において我が国が直面する課題の例】

- ・ 少子・高齢化を前提とした我が国社会の在り方
- ・ 生活の質の向上－ワークライフバランス－
- ・ 東アジアの環境問題の具体的解決－中国の環境問題への解決枠組みの構築－
- ・ 我が国経済の成長制約条件の解明と打破
 - －労働力人口の減少への対応としての技術革新への環境整備－
- ・ 科学技術の成果を社会に適用する場合の倫理や合意形成等の問題

（審査体制等）

- 課題審査、研究進捗管理に当たっては、学際的・融合的取組みによる政策的・社会的課題の解決という施策の目標が十分に達成されるよう、例えば、当該社会的課題に関係する社会の多様な関係者の参加を得た審査方法や領域・プロジェクトマネジメントの構築を検討することが必要である。

（研究方法）

- （人文学及び）社会科学分野の研究を「政策や社会の要請に応える研究」として実施するに当たっては、個々の事例が抱える具体的な課題の解決を主たる関心とした研究となることから、社会調査や統計的な手法など実証的な方法による事実への接近の努力が不可欠であり、このような実証的な方法と研究者の見識や価値判断を通じた意味づけとの適切なバランスが確保された研究が行われることが重要である。

（研究成果の社会への発信や実装を行うための工夫）

- 自然科学分野においては、産学官連携や技術移転など、研究成果を社会に発信、還元するというメカニズムと一体となって、振興のための諸制度が設計されている場合が多く、（人文学及び）社会科学においても、そのような視点を取り入れることが重要である。
- 以上の観点から、文部科学省では、平成20年度より「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」を開始している。今後、研究領域の積極的な展開を図ることなどにより、事業の拡充を図ることが必要である。

③拠点を形成して行う研究の推進

- 政策や社会の要請に応じて行う研究の推進に当たっては、当該研究分野の特性や研究リソースの分散状況等によって、多様なセクターの研究機関・研究者の参加による共同研究、柔軟な組織運営の下での研究の推進、若手人材養成等を効果的に行うため、時限的に拠点を形成して行うことも効果的である。その際、物理的に機能を集中させる場合（センター方式）とネットワークを効果的に構築させる場合（バーチャル・リサーチセンター方式）が考えられる。

④実務知との連携

（専門職大学院における研究）

- 社会科学分野においては、高度の専門性を有する職業人を育成する観点から、専門職大学院が多数設置される傾向にある。法学や経済学、経営学、会計学など、高度な実務知との連携が必要な分野を中心に、専門職大学院における研究をどのように考えるか研究が必要である。

（社会の要請に応える学を掲げた学部等）

- 近年、多様な学部、学科及び専攻の設置が進んでいる。その中には、「観光学」、「子ども学」等の実務人材の養成を前提とした実学思考の社会の要請に応える学を掲げているものが見られる。今後、このような社会の要請に応える学の確立、発展に向けた取組について検討が必要である。

(3) 研究体制や研究基盤の整備

①国公立大学等を通じた共同研究体制等の推進

- 人文学及び社会科学の分野では、研究者は国立大学のみならず、私立大学等に数多く在籍しており、また少数の研究者が多数の大学に散在していること、さらに、研究に必要な学術資料等も国公立大学に広く散在していることが特徴である。
- 自然科学分野では、大型プロジェクトの総合的推進、先端研究施設の共同利用促進等の観点から、多数の共同研究拠点が整備されているが、人文学等が置かれた物理的条件と今日的情況等を踏まえれば、国立大学、公立大学、私立大学等を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築、並びに学術資料等の共同利用促進等など、研究体制や研究基盤整備を抜本的に強化することが必要である。さらに、このような取組は、若手人材の養成、国際共同研究の観点からも有益である。
- 以上の趣旨を踏まえ、平成20年度から、人文学及び社会科学分野における共同研究拠点の整備を私立大学等にも拡大することを目的とした「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」（文部科学省事業）が開始されたところである。
- 今後とも、共同利用・共同研究の組織整備を強化する中で、研究者ネットワークの構築、学術資料等の共同利用促進等による私立大学等も含めた共同研究を一層促進し、人文学及び社会科学の新たな研究体制の構築を目指すことが重要である。
- なお、国公立大学等を通じた共同研究拠点の整備に当たっては、研究者のネットワークを構築する観点からの取組と、学術資料等を中核とする研究拠点を確立する観点からの取組の両側面への配慮を行うことが必要である。その際、調査データや資料等の集積がある大学や、規模は小さくとも特色ある研究が実施されている大学等をハブ機関とするなど、多様な視点から研究の拠点を育成していくという視点が重要である。

②学術資料・調査データ等のデータベース化、アーカイブ化の促進

- 人文学及び社会科学に必要な研究基盤整備の観点から、起床し両党の体系的収集、保存、データベース化、内外研究者による利用体制等の整備が必要である。その際、最新のIT技術を活用した電子アーカイブ化や効率的な検索システムの構築等も重要である。

③実証的な研究方法を用いる研究に対する支援

- 資源配分を行うべき特定の分野を選出する基準としては、政策や社会の要請に応えるという基準とともに、計量的な手法、社会調査、フィールド調査など、研究方法に着目した基準（実証的な研究であるか）が考えられる。この基準においては、実証性を担保するための研究インフラ整備という観点から、支援が行われることとなる。

- 社会科学の研究には大型の研究費は必要ないというのは誤解である。大規模な社会調査や長期にわたるフィールドワークといった実証的な研究方法を駆使した研究には、相応の研究費と研究体制が必要なのであり、社会科学の発展のためには、これらの研究活動に対する支援が不可欠である。
- 近年、社会科学の研究においても、実験的な方法を用いるケースも見られ、こういった新しい研究方法を用いる研究に対して、これらを特に支援していくといった姿勢も期待される。

(4) (人文学及び) 社会科学を担う「学者」の養成

(博士課程教育における課題)

- アメリカの場合、カリキュラムはかなり標準化している。このため、博士課程のコースワークはかなり幅広く設定されており、具体的には、経済史が専門であっても、理論経済学を履修しなければならない。また、逆に、ゲーム理論や計量経済が専門であっても、アメリカ経済史などを履修しなければならない。このため、直接の専門ではない分野についても何かしら質問ができ、コメントが可能な人材が養成されている。このような能力は、博士課程におけるコースワークと密接に結びついている。
- アメリカの博士課程を見ると、日本の方が早い段階から専門分化して、経済史の人は経済史だけ、理論の人は理論だけということになっている。アメリカで教育を受けた経済学者の話を見ると、基礎的な訓練がかなり広くできていることを痛感する。アメリカの大学院は早くから分化しておらず、基礎科目を全部履修した上で、学位論文作成の段階で初めてテーマが決まるという状況になっている。
- 日本の場合は、最近変わりつつあるが、博士課程におけるコースワークの集中度がかなり甘く、論文の作成にたいへんな労力がかかるカリキュラムとなっている場合が多い。このように、博士課程のカリキュラムが、学位論文中心の仕組みになっており、標準化されたコースワークが確立されておらず、指導教員の間での採点基準のコーディネートもできていない現状において、中途半端に「ジャーナル主義」の業績評価が導入されると、結局、日本の経済学が中途半端なものに終わる可能性がある。
- このような日本の経済学の現状において、ジャーナル主義が導入されると、細分化が加速化していく。この結果、従来、おそらく日本の経済学の強みであったであろう「歴史観のある経済学」から遠ざかり、「工学、数学としての経済学」へと変容していくことが予想される。

(若手研究者養成システムの課題)

- 研究者養成の仕組みについて、アメリカと比較して日本の問題は、日本の大学がいまだに年功序列であるということにある。アメリカの場合には行き過ぎという面もあるが、個々の研究者の業績を考慮して待遇を決めるといふ雇用慣行という社会的背景がある。
ノーベル賞を受賞したアメリカの経済学者が来日した際に、日本の年功序列の給与体系や待遇を説明したところ、不思議がられた経験がある。
- 学問の国際化という観点から見て、日本の経済学は日本の人文・社会科学の中で最も先行していると思われる。しかし、アメリカに残っている日本人研究者は、今も最前線で活躍しているという印象がある一方、日本に戻ってきた日本人研究者の中にはそのようなエネルギーが若干落ちた方が多いのではないかという印象がある。
- 西洋史の分野では、ここ5、6年、30歳前後の若手研究者の国際化が非常に進んだという印象を持つ。ヨーロッパで博士号を取って、向こうで本を出版する。そのような若手研究者が非常に増えている。日本の研究者養成システムでは頑張っても国際的に競争できるような人材にはなかなかない。このため、システムがしっかりしている、アメリカを中心とした大学院で教育を受けて博士号を取得するよう指導している。我々のかつての感覚とは違う世代が歴史学の分野でも生まれてきているという状況にある。
- 東京大学でもう70年くらい続いている「判例研究会」という、最高裁判例の研究会がある。この研究会では、一つの判例を一人の研究者が担当し、参加した個々人が持ち寄った研究成果をぶつけ合い、研究成果について集団の中で討論を行う。このような討論を通じて、研究成果がリファインされるとともに、研究者自身がたいへん丁寧な議論ができるようになる。また、説得力のある議論ができるようになる。
- 法制審議会の作業部会などで、知力、労力を集めた作業が行われているが、特に条約の批准を受けた国内法整備の観点からの立法作業が遅いという感じが否めない。アグレッシブなリーガリズム人材の不足という問題があるのではないか。
- 新しい問題に適切に対処するためには、道具を磨き、道具を多様にして持っていることが必要である。新しい立法、新しい解釈のためにも、自分の道具を多様にもっておくことが重要である。このためには、基礎的な訓練が必要であり、若い研究者には、個別的問題の研究と、そうでないもの（幅の広い総合的な研究）の両方を組み合わせることが必要である。

（価値の間のバランス感覚）

- 法学は、バランス感覚を重視する学問である。価値判断に当たって、具体的なものを一つの価値からずっと全部で判断できてしまうこともあるが、抽象的な価値、一つの価値だけで判断するだけでは済まず、いくつかの価値というものをバランスさせるということも必要となる。利益考量も必要となる。このため、様々な価値をバランスさせて、具体的な問題についての解決を図らなければならない。

そして、具体的には、法律は、裁判において、紛争解決において、立法する場合において、様々な関係者を説得することが必要となる。その説得力の必要性という観点から、説得力があり、バランス感覚のある人材を養成するという必要性が出てくる。さらに、このためには、教師や学者自身が、このようなものを養うことが必要である。

(5) 研究成果の発信（社会との関係を含む）

（学界への発信）

- 学協会誌の電子ジャーナル化等による即時性の高い研究成果の内外への成果の発信を進めることについて検討が必要である。

（「実務知」との関係）

- 経済学の振興のためには、経済社会との関係や交流を持ち、また、その先には政策提言というものも視野に入ってくる必要があるのではないかと。具体的には、理論的な研究であっても、それが世界経済の成長に貢献する見通しを持つことや、政策担当能力を有する研究者が、実際に閣僚として政策を実行できるような政策担当能力を有する研究者を養成するといった、アメリカのような取組が必要なのではないかと。このような取組を通じて、学問としての経済学も活性化するとともに、現実経済の発展にも貢献するというように、学問と社会との良好な関係が構築されるのではないかと。
- 社会科学の場合には、研究者の養成を単に大学内の問題としてとらえるのではなく、研究者が官庁や大学以外の組織、機関などで研鑽を積むことや、逆に官庁や企業人などの経済社会の現場の人々が大学に入ってくるといった、実践や実務との連携といった観点から人的な交流が重要であると考えられる。
- 特に、政策や社会の要請に応えるような研究については、提言の受け手である社会の多様な関係者の参画を得た課題の評価の在り方、成果を議論する適切な場（シンポジウム、フォーラム等）、成果を実社会へ実装する仕組みや研究者の参加の在り方等について検討が必要である。
- 国際的には、実は日本法、特に日本法学の成果を海外に向けて発信することが要請されている。海外から、具体的な法律をつくる手伝いをしてほしい、あるいは法律家を養成する手伝いをしてほしいという要請が盛んである。具体的には、法整備支援事業である。その際、欧米のように自国の法を一方向的に押しつけるというのではなく、日本のように、自国の法を相対化する視点を持った上で相手国の支援することが重要なのである。

（実務家の養成）

- 法律家の養成という教育活動が法学者の仕事の非常に重要な部分になっている。狭い意味での判事、検事、弁護士というロイヤーばかりではなく、いわゆるプラクティシ

グ・ロイヤーという何らかの意味で政策の策定や紛争解決に関係する人材の養成が必要になる。このため、法学には広い学問的視野が必要になる。

（優れた研究成果の海外発信）

- 日本の学術研究の優れた成果を世界で利用可能なものとするのが重要である。日本語で書かれた研究成果の中で質の高いものを体系的に翻訳して、出版するといった取組や、そのための組織整備や人材育成等について今後検討が必要である。
- また、日本文化の海外発信による文化交流の促進といった観点から検討することも重要である。

（6）研究評価の確立

「審議経過の概要（その2）」において記述

- ・「知の巨人」による定性的な評価
- ・「定性的な評価指標」の開発

（自然科学の評価パラダイムの問題）

- 多くの研究者が一つの研究課題に絞り込んで研究をする。したがって相互比較がわりと簡単にできる。そのようなメカニズムが作用する自然科学の一部の分野の評価パラダイムが、人文学や社会科学にも適用されようとしている。これは、かなり根本的な問題として理解すべきである。

（研究対象の多様性という問題）

- 人文学及び社会科学と自然科学と異なる点は、多くの研究者が一つの研究課題に集中して研究を行うことがないという点にある。研究対象の範囲が広いので、それぞれ異なった研究課題を研究しているからである。

ただ、最近では、最新の問題に人が集中しすぎる傾向もあり、浅い研究がたくさんなされるということもある。全般的にいろいろな人がいろいろなところで深い研究をしてもらった方がよい。

- 一つの研究課題に多くの人の研究が集まっていれば、その中の評価は行いやすい。基準がはっきりしているからである。
- 自然科学のように一つの研究課題に多くの人が集まって研究が行われていれば、その中の評価はわりあいできる。基準がはっきりしている。しかし、人文・社会科学のように、研究対象が多様であり、しかも次元が違う問題がたくさんある場合、評価は難しい。また、隣接領域でも評価は難しい。全く同じことをやっていないとなかなか評価できないということがある。人文・社会科学では、これがむしろ通常であり、やむを得ないこ

とである。

- 人文・社会科学の振興を図る場合、一点に絞らないで、学全体の特性を理解してもらうことから始めないと、なかなか理解されないのではないか。特に、昨今のプラグマティズムとか、成果主義とか、経済効率万能主義といったようなものが非常に強く、学問がこれらに侵されるようになっている。

(評価軸の多元性の確保の必要性)

- 経済学における研究成果の発信の歴史を振り返ると、20世紀の中頃までは「書籍」、しかも「単著」が中心であったが、20世紀後半以降は（査読付きの）「学術誌」が中心となっている。

例えば、かつての大経済学者あるいは大経済学者たらしとする学者は、「経済学原理」とか「経済学原論」といった大きな著作を世に問うという形で研究成果を発表するのが、基本的な姿勢であった。ところが、20世紀の半ば頃から、新しい学説を発表する際には、大きな書物を書くという形ではなくて、専門の学術誌に論文を発表するという形で、自己の学説を提唱する方向に変化している。（再掲）

- 分野によって研究成果の発表方法についての考え方はかなり異なっており、特に人文学の場合では、「書籍」とりわけ「単著」というスタイルで研究成果が発表されることが多いものと考えられる。（再掲）

- 人文・社会科学系の学術誌の場合、価値の相違や理論的立場の相違といった観点から、いわゆる「学派」ごとに学術誌が存在するという場面も見られる。このような場合には、同一分野であっても、学術誌毎に傾向が異なるということがあり得、ある学術誌で掲載が拒否された論文が、他の雑誌に掲載されるということが往々にして起こる。

例えば、経済学で、ゲームの理論が流行った時代において、歴史と伝統のある『エコノメトリカ』という数理系の経済学の学術誌で、一時「ゲーム理論」に関する論文でないと採択されないのではないかとされるような時期があった。その時期、新しく『ジャーナル・オブ・マテマティカル・エコノミクス』が発刊され、「ゲーム理論」に基づかない数理系の経済学の論文を引き受ける雑誌が創刊されたというようなエピソードもある。（再掲）

(7) その他

(国際交流)

- 日本学術振興会の海外連絡センターの活用などを含め、海外での研究拠点設置や共同研究の支援体制について検討が必要である。

(顕彰制度)

- 国際的に顕著な業績を挙げた（人文学及び）社会化学分野の研究者に対する顕彰制度について検討が必要である。